

田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者及び児童のうち、たんの吸引や経管栄養など在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為（以下「医療的ケア」という。）が必要な者の家族の介護負担を軽減するため、身近な地域で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に定める短期入所サービスが受けられるよう体制の充実を図るとともに、重症心身障害者（児）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「重症心身障害者（児）」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法に規定する知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者のうち、法における支給決定において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）の第5の1の注1の（2）に規定する重症心身障害者又は第7の1の注5に規定する重症心身障害児に該当すると児童相談所長が認めた者をいう。

（利用対象者等）

第3条 田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業（以下「事業」という。）の利用対象者は、市内に住所を有する重症心身障害者（児）のうち、別表に掲げる医療的ケアを必要とする者とする。

2 利用期間は、1回につき7日以内とする。

（実施事業者）

第4条 事業を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）は、法に規定す

る短期入所サービスを実施している愛知県が指定する指定短期入所事業所（医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院及び診療所を除く。）の設置者とする。

（実施事業者の要件）

第5条 実施事業者は、次条の規定により市長が指定する者とし、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業実施要綱に係る指定を受けているか受ける見込みがあること。
- (2) サービス提供時間を通して看護師又は准看護師を配置し、医療的ケアが必要な重症心身障害者（児）の受入体制があること。
- (3) 損害賠償保険等に加入していること。
- (4) サービス利用者である重症心身障害者（児）も補償の対象となる保険に加入しているか加入予定であること。

（実施事業者の指定等）

第6条 実施事業者の指定を受けようとする者は、田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業者（施設）指定申請書（様式第1号）を市長に提出し、指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めたときは実施事業者の指定をし、速やかに田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業者（施設）指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の規定により実施事業者としての指定を受けた者は、次の各号の事由のいずれかに該当するときは、当該事由が発生した日から10日以内に田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業者（施設）指定変更・廃止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称を変更したとき。
- (2) 主たる事務所の所在地を変更したとき。
- (3) 代表者の氏名及び住所を変更したとき。
- (4) 事業所の廃止をしたとき。

（利用者への配慮）

第7条 実施事業者は、短期入所サービスを利用する重症心身障害者（児）の受入れに当たり、次に掲げることに配慮するものとする。

(1) 重症心身障害者（児）及びその保護者等から事前に十分な聞き取りを行い、受入れを円滑に進めること。

(2) 利用を希望する重症心身障害者（児）の主治医と十分な連携を図ること。

（補助金の交付）

第8条 市長は、事業の実施に要する経費について、当該年度の予算の範囲内において田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（交付の対象及び補助対象経費等）

第9条 事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助交付額の算定方法は、次のとおりとする。

補助対象経費	事業の実施に係る以下の経費とする。 1 医療的ケアが必要な重症心身障害者（児）を受け入れるために配置した看護師等の人件費 給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金等 2 事務費 旅費、需用費（消耗品費）、燃料費、印刷製本費、役員費（通信運搬費及び手数料）等 3 その他 事業運営に係る必要な経費
補助基準額	1人1日につき30,000円
補助率	10/10
補助交付額の算定方法	補助対象経費の支出済額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して少ない額

（交付の申請）

第10条 実施事業者は、田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業補助金交付申請書（様式第4号）を市長が定める期日までに提出するものとする。

（交付の決定等）

第11条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助金の交付を申請した実施事業者に通知するものとする。
（計画変更等の承認）

第12条 補助金の交付の決定を受けた実施事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業補助金事業計画変更等申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の変更申請書の提出又は前項の報告があったときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業補助金変更決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
（補助金の額の確定通知）

第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、補助金の額を確定し、田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、前条の補助金確定通知書を受領後、速やかに田原市重症心身障害者（児）短期入所サービス提供体制整備事業補助金請求書（様式第10号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領した日から起算して、30日以内に補助金を支払わなければならない。

(補助金調書の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、補助事業完了後、5年間保存しなければならない。

(検査等)

第17条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査等することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(効力の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

特別な医療として定期的に、あるいは頻回に受けている場合	
1	点滴の管理
2	中心静脈栄養
3	人工肛門、人工膀胱の処置
4	酸素療法
5	人工呼吸器管理
6	気管切開部の管理
7	経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）
8	吸入、吸引処置
9	褥瘡の処置
10	導尿・膀胱留置カテーテル
11	排便管理（浣腸、摘便）
12	下咽頭チューブの管理
13	座薬の挿入
14	その他医師の指示により必要とされる医療